

社会福祉法人 上里福祉会

評議員及び役員の報酬規程

目的

この規程は、社会福祉法人上里福祉会の評議員、理事、監事の報酬を定めるものである。

1. 評議員の報酬

評議員の報酬を無給とする。

2. 理事及び監事の報酬

理事及び監事の報酬を無給とする。

この規程を変更する時は、評議員会、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

子ども若者はぐくみ局
はぐくみ創造推進室 監査指導担当 様

連絡を頂きました、法人評議員、役員の報酬規程を送付させていただきます、

不備な点が在ればご指導をお願いします。

社会福祉法人 上里福社会
上里竹の子こども園
園長 物部 勝

29.08.08